

(介護予防)福祉用具貸与サービス重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

1. 当社の概要

- (1) 法人名 : 株式会社 ふれあい広場
- (2) 法人所在地 : 埼玉県戸田市本町 1-21-2
- (3) 電話番号 : 048-441-0322
- (4) 代表者氏名 : 代表取締役 関口 浅次
- (5) 設立年月 : 平成 4年 6月
- (6) 介護保険に基づき知事から指定を受けている事業所数
 - 訪問介護 4ヶ所
 - 訪問入浴 1ヶ所
 - 居宅介護支援 4ヶ所
 - 福祉用具貸与 5ヶ所

2. サービスを提供する事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	株式会社ふれあい広場 日高店
所在地	埼玉県日高市鹿山 2 3 7 - 6
電話番号	0 4 2 - 9 8 9 - 9 1 2 3
介護保険指定番号	埼玉県指定 第 1 1 7 6 3 0 0 0 6 7 号
他の提供サービス	特定(介護予防)福祉用具販売
サービス提供地域	日高市、飯能市、鶴ヶ島市、毛呂山町

(2) 同事業所の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	計
管理者 (福祉用具専門相談員と兼務)	1 人	0 人	1 人
福祉用具専門相談員	3 人	0 人	3 人
事務員	1 人	1 人	2 人

(3) サービスの提供時間

月曜日から金曜日 午前 9 : 0 0 ~ 午後 5 : 3 0

土曜日 午前 9 : 0 0 ~ 午後 5 : 0 0

ただし、日曜日、国民の休日及び 1 2 月 3 1 日から 1 月 3 日までを除きます。

3. 基本方針

事業の実施にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

福祉用具専門相談員は、ご利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況、希望及び環境を踏まえた適切な福祉用具選定を行い、ご利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、介護される方の負担軽減を図ります。

事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、他居宅サービス事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4. サービス内容

(1) 福祉用具の選定

福祉用具の選定にあたっては、ご契約者の身体状況について聴取させていただきます。

聴取した内容に基づき、適切な福祉用具の選定について助言させていただきます。

(2) 福祉用具の納品

納品日をご相談させていただきます。納品に際しては、福祉用具専門相談員が組立・設置を行い、使用方法等の説明を行います。また、取り扱い説明書を交付致します。

(3) メンテナンス等

福祉用具の使用状況、適合状況について、福祉用具専門相談員が定期的に確認し、不具合が生じた場合にはメンテナンスを行います。

(4) 引き上げ

レンタルが終了した場合、ご連絡を頂き引き上げ日をご相談の上、レンタル品のお引き取りに伺います。

5. 利用料金

(1) レンタル契約の最短期間は1ヶ月とします。

(2) レンタルの利用料金については、所定の料金表(目録)に基づいて計算します。

ご利用料金は1ヶ月単位で計算します。

但し ①月の16日以降にサービスを開始した場合には、所定料金の50%とします。

②契約終了日が属する月において、月の15日以前に解約された場合には所定の50%とします。

③同一月内で開始・解約をされた場合は、利用日数に関わりなく1か月分とします。

☆ご契約者が、まだ要介護もしくは要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂いた上で、要介護もしくは要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から支払われます。

- (3) レンタル商品の搬出入に通常以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等の特別な場合には実費を頂きます。
- (4) 交通費
いたしません。無料です。
- (5) レンタル商品の解約規定
解約を希望される場合は、お電話等によりご連絡下さい。なお、契約終了日が属する月の料金については1ヶ月分の料金を頂きます。(但し、月の15日以前に解約された場合には、所定料金の50%とします。)
- (6) 料金のお支払い方法
毎月、15日に前月分のご請求をいたしますので、月末までにお支払い下さい。お支払い方法は、郵便振込又は現金集金の内からご相談の上ご契約の際に決めさせていただきます。

6. サービスの利用についての注意事項

- (1) 契約者及び介護者等は、レンタル商品について定められた使用方法を遵守してください。
- (2) 当社の承諾を得ることなく、レンタル商品の使用変更、加工、改造等を行うことはできません。
- (3) 契約者は、当社の承諾を得ることなく、レンタル商品の全部又は一部を他人に譲渡又は転貸することはできません。
- (4) 契約者又は介護者等は、契約者の転居、入院、死亡など、レンタル商品の使用状況に変更があった場合には速やかに事業者へ通知して下さい。

7. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
 - ①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
 - ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
 - ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
 - ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 個人情報の保護について
 - ①事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いませぬ。
 - ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物

(紙によるものの他、電磁的記録を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

8. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する（介護予防）福祉用具貸与サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者（地域包括支援センターより介護予防支援の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、利用者に対する（介護予防）福祉用具貸与サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償の手続きを速やかに行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	居宅介護賠償責任保険
保障の概要	①業務遂行中の事故や業務の結果に起因する事故により、 第三者の身体・財物に損害を与えた場合等 ②人格権を侵害した場合等

9. サービス内容に対する苦情

当社お客様相談窓口 株式会社ふれあい広場 日高店
管理者 山口 英彰

営業時間：月曜日～金曜日 午前9：00～午後5：30
土曜日 午前9：00～午後5：00

（但し、日曜日、国民の休日、12月31日から1月3日までを除く）

電話番号：042-989-9123 FAX番号：042-989-9104

行政機関

当社以外に、縣市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

日高市 長寿いきがい課	所在地 日高市南平沢 1020 電話番号 042-989-2111
飯能市 介護福祉課	所在地 飯能市双柳 1-1 電話番号 042-973-2111
鶴ヶ島市 高齢者福祉課	所在地 鶴ヶ島市大字三ツ木 16-1 電話番号 049-271-1111
毛呂山町 高齢者支援課	所在地 入間郡毛呂山町中央 2-1 電話番号 049-295-2112
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号 048-824-2568

令和 年 月 日

(介護予防)福祉用具貸与サービスの提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

住 所 埼玉県戸田市本町 1-21-2
名 称 株式会社ふれあい広場
代表者 代表取締役 関口 浅次

事業所

住 所 埼玉県日高市鹿山 237-6
事業所 株式会社ふれあい広場 日高店
管理者 山口 英彰

説明者氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から(介護予防)福祉用具貸与サービスについての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

個人情報使用等についての同意

本書 7 (2) の個人情報の使用等について同意し、当該サービスの個人情報の使用等について説明を受けこれに同意します。

ご利用者様 氏 名 _____ 印

ご家族代表 氏 名 _____ (続柄 _____) 印